

令和7年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年12月11日

招集年月日	令和7年12月5日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和7年12月 5日 午前11時40分			議長	中本 正廣
	閉会	令和7年12月11日 午後 1時29分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに欠 席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	○			
会議録署名議員	1番	笠井清孝		2番	田島清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職氏 名	町長	橋本博明		教育長	大野正人	
	副町長	木村富美		病院事業管理者	平林直樹	
	参事	宇田康弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬川善博	
	参事	下村佳世		教育次長	長尾航治	
	会計管理者兼 総務課長	二見重幸		教育課長	清水裕之	
	総務課主幹	郷田亮		安芸太田病院 事務長	正岡剛	
	加計支所長	児玉裕子		—	—	
	筒賀支所長	山本博子		—	—	
	企画DX課長	能宗良明		—	—	
	税務住民課長	沖野貴宣		—	—	
	地域協働課長	上手佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田裕二		—	—	
	建設課長	武田雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀真一		—	—	
衛生対策室 課長補佐	堤正隆		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和7年12月11日

	陳情の取下げについて
議案第60号	損害賠償の額の決定について（団体内統合宛名クラウドサービス利用契約解除）
議案第61号	損害賠償の額の決定について（広島県市町基幹業務クラウドサービス利用契約解除）
議案第62号	損害賠償の額の決定について（戸籍総合業務システム機器賃貸借契約解除）
議案第63号	町道の路線変更について
議案第64号	安芸太田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第65号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案第66号	安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第67号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第68号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（グリーンスパツツが）
議案第69号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（杉の泊ホビーフィールド）
発委第1号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第70号	令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第5号）
議案第71号	令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第72号	令和7年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
議案第73号	令和7年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第74号	令和7年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	令和7年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第1号）
議案第76号	令和7年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
議案第77号	事業契約の変更について
発議第3号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

発議第 4 号	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和7年第7回定例会
(令和7年12月11日)
(開会 午前10時30分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配付しているとおりです。

日程第1. 陳情の取下げ

○中本正廣議長

日程第1、陳情の取下げについてを議題といたします。令和7年5月28日に提出されました陳情第13号、光石自治会水道施設の保全に関する陳情書については、令和7年12月3日、陳情者より、取下げ申請書が、申出が提出されました。お諮りします。陳情第13号については陳情者からの申出による取下げを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって陳情第13号、光石自治会水道施設の保全に関する陳情書については、陳情者の申出による取下げを承認することに決定しました。

日程第2. 議案第60号

日程第3. 議案第61号

日程第4. 議案第62号

○中本正廣議長

日程第2、議案第60号、損害賠償の額の決定について、団体内総合宛名クラウドサービス利用契約解除から、日程第4、議案第62号損害賠償の額の決定について、戸籍総合業務システム機器、賃貸契約解除までの3件についてを一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい、議案第60号、損害賠償の額の決定について御説明いたします。本議案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳等に関する事務を政府共通のクラウドサービス利用環境であるガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用する形態に令和8年4月1日より移行するため、令和3年9月15日付で締結した団体内総合宛名クラウドサービス利用契約を解除することにより、相手方に損害を及ぼすので、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。相手方、広島市中区袋町4番21号、株式会社サンネット、代表取締役、山口隆法。損害賠償額、376万3,376万3,200円になります。続きまして、すいません、送るのを忘れておりました、はい。議案第61号、損害賠償の額の決定について御説明します。こちらも同様に標準準拠システムを利用する形態に移行するためによるものにあります。こちらも令和、そのことにより、令和5年4月1日付で締結した広島県市町基盤業務クラウドサービス利用契約を解除することにより、相手方に損害を及ぼすので、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものです。相手方、広島市中区袋町4番21号、株式会社サンネット、代表取締役、山口隆法。損害賠償額は1,056万円になります。

企画DXからは以上になります。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい、議案第62号、損害賠償額の決定について説明します。戸籍総合業務システムにつきまして、国が定める標準仕様に準拠したシステムの移行に伴い、現在締結している賃貸借契約を途中で解約する必要があります。このため、利用期間満了までの残存期間である9か月分についての賠償金が発生します。相手方は東京都千代田区丸の内1丁目5番1号、三菱HCキャピタル株式会社、執行役員、安栄香純。損害賠償額は221万3,640円です。なお、この3本の賠償金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金で全額措置されます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい。このガバメントクラウドにつきましては、政府は経費の削減につながるというふうに導入目的を申しておりますが、安芸太田町において、令和7年度の当初予算にも相当の経費を予算化しておるといふふうに思いますが、果たしてこのガバメントクラウド、現在のシステムに比べて、安価に上がる方向になるのかどうか、そこをお答えください。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい、当初の政府の見込みでは運用経費3割減というふうな見込みでしたけども、今、本町におきましては、もともと自治体共同利用という形で、もともとの共同利用でやっていたこと、また、今回のガバメント標準準拠が全国一斉であることから、移行に係る費用等の高騰もある中で、来年度以降の運用経費については、本町ではちょっと、これまでの運用経費より上がる見込みとなっておりますが、それについては町村長会等から国のほうに要望を出しております、国のほうでは全国の市町で2倍以上の上昇というふうな意見も出ておりますので、上昇した分についての国としての対応については、現在検討中という形になっておりますので、また来年度以降の運用について、国の方針等決まりましたら、情報提供させていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、このクラウド、ガバメントクラウドの経緯については、東京都とか全国町村会、全国議長会も含めて、国に要望を上げておるといふふうに存じておりますので、その辺の要望をまた、強力に進めていく必要があると思います。それともう1点、現在のクラウド事業者との契約は残る部分があるんですか。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい、今回の標準準拠に移るのは、いろいろある業務の中の20業務が移行することになっております。今現在、自治体共同クラウドでは26業務やっておりますので、標準準拠とガバメントクラウドに移行しない業務がありますので、それについては従来のクラウド環境で利用する、継続的に利用することになります。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

最後に、じゃけえ現在のクラウド事業者等の契約金額は相当差があると予定してよろしいですか。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい、その部分については下がりますが、ただ全体の業務からすると、ガバメントクラウドが加わってきますので、ちょっと上がるというふうになっております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第60号、損害賠償の額の決定について、団体内統合宛名クラウドサービス利用契約解除から、議案第62号、損害賠償の額の決定について、戸籍総合業務システム機器、賃貸、貸借契約解除までの3件についてを起立により採決します。議案第60号から、議案第62号までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第60号から議案第62号までについては、原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第63号

○中本正廣議長

日程第5、議案第63号、町道の路線変更についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議題、議案第63号、町道の路線変更について。次の町道、町道の路線変、路線を変更したいので、第10、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。路線名、町道井出瀬線、起点の変更がございます。安芸太田町大字上殿字井出瀬線、井出瀬563番地5地先から、上殿井出瀬の571番地先の変更をいたします。終点については、変更ございません。延長につきましては、350.7メートルから252.2に延長減するものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第63号、町道路線変更についてを起立により採決します。議案第63号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です、したがって議案第63号については、原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第64号

○中本正廣議長

日程第6、議案第64号、安芸太田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい、議案第64号について詳細説明を申し上げます。子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が就労要件を問わず、月一定時間の利用枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる通園給付として、乳児等通園支援事業、通称で子ども誰でも通園制度が創設をされているところでございます。国では、この制度を令和8年度から全国自治体で実施することとされているため、本定例会において、この事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定させていただくものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。影井議員。

○影井伊久美議員

現在ですね、本町には一時預かり事業がございます。そこの違いなどを、やはり住民の皆さん、子育て世代の皆さんに周知を図らなければならないと思うのですが、いつ頃のタイミングで周知を図っていくおつもりかお尋ねいたします。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい、本制度につきましての制度設計ということで今回、今定例会です、条例を制定をさせていただくものでございますけれども、実際まだ国のほうではですね、誰でも通園制度、料金設定ですとか預かり時間の設定という詳細設定がまだ示されていないというような状況でございます。この件につきましては全員協議会でも御説明をさせていただいたんですが、3月の定例時期にですね、改めてこの定まったところを条例制定ということでさせていただきたいと思っているんですが、分かりしだい、やはり広報等で説明をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、是非ですね、少し一時預かりとは違う点があると思いますので、早めの周知をされたいと申し添え以上とします。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第64号、安

芸太田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを、起立により採決します。議案第64号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第64号については、原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第65号

○中本正廣議長

日程第7、議案第65号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを、及び、日程第8、議案第66号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、議案第65号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。この改正につきましては、人事院による給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じるため、関連する条例の一部を改正するものでございます。本年の人事院勧告においても、昨年度と同様、若年層に重点を置いた俸給月額改定がなされたところでございます。また、同様にボーナスについても0.05月分引き上げるものでございます。また、地域手当につきまして、本年度の人事院勧告に伴う総務副大臣通知において、令和8年度から国における級地別支給割合に基づくことを基本とするということが示されておりますので、本町も令和8年度から、現行の2%から4%に引き上げることにして条例を改正するものでございます。続きまして、議案第66号でございます。安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。この改正は、特別職の期末手当につきましては、報酬審議会の答申で、人事院勧告に応じて増減を行うことが望ましいとされております。今回の期末手当引上げ分としましては、0.025月分引上げ、年間支給月額を3.475月とするものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい、これ分かれば結構なんですけど若年者への配慮ということであるんですが今、高卒、大卒の初任給はいくらぐらいになってるかちょっとお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、高卒の初任給でございますが、18万3,500円となっております。これを今回の改正では、19万5,800円に改正するということになります。以上です。

○中本正廣議長

ほかに、小島議員。

○小島俊二議員

もう一点、地域手当を払うということだったんですが、県内で府中市がちょっと、地域手当を見送ったという新聞報道もありましたが、ほかの市町においてそういったことはないかどうかお聞きします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、ほかの自治体については4%、令和8年度から4%にするということで、特に合併五町については聞き取りをさせていただいて、それと同じような形を本町もとりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第65号、安芸太田町の職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び、議案第66号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2件を起立により採決します。議案第65号及び議案第66号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第65号及び議案第66号については、原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第67号

○中本正廣議長

日程第9、議案第67号、児童福祉法の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。議案第67号について御説明申し上げます。児童福祉法等の一部を改正する法律等が施行され、関連する内閣府令について改正されたことに伴い、次の三つの条例ですね、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、安芸太田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この3本の関係条例につきまして、引用条項の整理等一部改正を行うものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第67号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを起立により採決します。議案第67号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第67号については原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第68号

○中本正廣議長

議案第68号、安芸太田町公の施設の指定管理の指定について、グリーンスパつつがを議題といたします。追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、第68号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について説明をいたします。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称は安芸太田町グリーンスパつつが、指定管理者、株式会社クラブトコーポレーション、代表取締役、松苗晃、所在地は広島市安佐南区西原2丁目9番37号、指定の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから採決を行います、ごめんなさい。質疑を行います、質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい。当該施設については、民間譲渡を含めて指定管理期間2年間というふうに説明ありましたが、その見込みについて今、状況分かれば教えてください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。現在、民間へ売却または譲渡についてですね、今準備を行っているところでございますけど、特にですね、土地のことについて少し整理が必要であると、町道及び敷地の境界について準備をしているところでございます。スケジュールが分かり次第また、お知らせをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第68号、安芸太田町公の施設の指定管理の指定について、グリーンスパつつがを起立により採決します。議案第68号については原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第68号については原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第69号

○中本正廣議長

日程第11、議案第69号、安芸太田町公の施設の指定管理の指定について、杉の泊ホビーフィールドを議題といたします。追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、議案第69号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について説明をいたします。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称は安芸太田町杉の泊ホビーフィールド、指定管理者、一般社団法人、安芸太田の輪、代表理事、梶原正貴、所在地は広島県山県郡安芸太田町大字寺領1360番地、指定の期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい、これ前に説明があったかもしれませんが、この施設についても指定期間が2年間なんです、将来的にグリーンスパと一緒に処分の見込みがあるのかどうか、それぞれ理由がありましたら教えてください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、この施設についても売却もしくは譲渡を検討しているところでございます。施設の中にですね、現在スカイスポーツクラブで使用許可をしてるところがありますので、そちらのところと協議をいたしながら、キャンプ場については売却を検討しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第69号、安芸太田町公の施設の指定管理の指定について、杉の泊ホビーフィールドを起立により採決します。議案第69号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第69号については原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第69号

○中本正廣議長

日程第12、発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。議会改革調査特別委員長から提案理由の説明を求めます。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を述べさせていただきます。今回の条例改正は、本年の人事院勧告に基づき、議員期末手当を0.025か月引き上げるため、条例を一部改正することとするものでございます。なお議員の期末手当につきましては、令和3年度の安芸太田町特別職報酬審議会におきまして、期末手当につきましては、月数は三役と同等にすべきということと、人事院勧告

に基づき、これの取扱いに準じて、随時改定を行うべきという答申を頂いておりますので、それに準ずるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で委員長からの提案理由の説明を終わります。既に議会改革調査特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。発委第1号は原案通り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です、したがって発委第1号については原案のとおり可決しました。

日程第13. 議案第70号

○中本正廣議長

日程第13、議案第70号、令和7年度一般、安芸太田町一般会計補正予算第5号を議題といたします。追加説明があれば受けます。郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい、議案第70号、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算第5号につきまして御説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ9,292万5,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ92億769万9,000円と定めるものでございます。そして第2条におきましては債務負担行為の追加をお願いするものでありまして、また第3条におきましては、地方債の補正をさせていただくものでございます。次のページの38ページになります。そちらを御覧ください。第1表をそこに載せております。今回の補正に対する歳入でございますが、上から老人ホーム等施設入所措置に係る負担金としまして20万2,000円、生活保護費負担金や国民年金システム改修に係る委託金の国庫支出金として、166万3,000円、財政調整基金を含む基金からの繰入金としまして、8,786万円、そして町債としまして320万円をそれぞれ歳入予算に充てさせていただくこととしております。続きまして、次のページ、39ページのほうで歳出のほうでございます。上から議会費、総務費を初めとして次のページ渡りますけれども、教育費につきまして、この表のとおり、所要額をそれぞれ補正をさせていただくものでございます。ちなみに今回の歳出の補正につきましては、先ほど議案等でおりました人事院勧告に対する職員給与費の補正分が総務費民生費などに含まれているところでございます。続きまして41ページを御覧頂ければと思います。第2条の債務負担行為の補正となります。表の事項欄に明示しておりますけれども、先ほど議案第68号及び第69号に関係しております、公の施設の指定管理業務の委託につきまして、安芸太田町グリーンスパつつがが1,480万円、杉の泊ホビーフィールドが380万円で、いずれも令和8年度から令和9年度、2か年、また変更契約を予定しております、道の駅再整備事業につきまして、令和8年度から令和23年度の間で必要となる事業費20億3,475万9,000円につきまして、それぞれ債務負担行為の限度額として設定するものでございます。続きまして次に42ページになります。第3表の地方債の補正でございます。今回の地方債の補正につきましては、急傾斜地対策事業への対応のほか、簡易水道事業会計への補助金の減額に伴いまして、表にあるとおり、公共事業等債など、限度額を変更して対応するものでございます。続きまして、今発信します。50ページ51ページのほうを御覧頂ければと思います。これから歳出の個別の部分になりますけれども、まず、人事勧告、人

事院勧告等に対する職員給与費の補正分について少し触れさせていただきます。議会費につきまして総務費から、これは69ページの教育費までにわたりますけれども、それぞれの項目の職員給与費、あと報酬、特別会計の繰出金及び公営企業会計への補助金に関係しております。人事院勧告等への対応としまして総額5,423万9,000円を計上させていただいたところでございます。それではですね、ただいま説明させていただいた人勸以外につきまして、補正予算の詳細につきまして担当課から説明をさせて、申し上げます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、それでは総務課から補正、補正予算の説明をさせていただきます。同じく50、51ページをお願いいたします。中段の総務費、総務管理費、一般管理費でございます。この一般管理事業の旅費を13万円増額補正をさせていただいております。これは職員の研修、あるいは事務協議等の旅費について、今年度分に不足が生じることから増額をさせていただくものです。その下の文書管理事業、役務費、80万円の増額補正でございます。これは、郵便料金について、郵便料金の値上げや、郵便到着に以前より日数を要する状況となっており、やむなく速達で発送する機会が増えております。これらにより本年度分に不足が生じることから増額をするものでございます。続きまして64、65ページをお願いいたします。中段の消防費でございます。こちらの非常備消防運営事業、委託料、17万8,000円の増額補正でございます。これは、第4分団第10分、殿賀地区でございますが、消防屯所の老朽化に伴い、移設新築を計画し、新設地を地元と協議をしておりましたが、町有地でふさわしいか所がありませんで、民有地を取得して新築をさせていただくということにしておりまして、その土地購入に係る不動産鑑定を委託する費用を補正をさせていただくものでございます。その下の防災行政無線管理運営事業でございます。工事費の16万5,000円増額補正をさせていただくものです。これは松原の再送信設備に電力を供給するための電柱を林道に埋設する工事を進めておりましたが、地中に工事の障害となる大きな岩が多く出てきて、その処理のために、工事費の増額が必要となったため、増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい、企画DX課からは、50、51ページになります。1番下段の諸費の需用費、バス路線運行事業で13万円の増額の補正を計上させていただいております。これは役場前のバス停の公衆トイレが漏水しておりまして、これについては9月の補正予算で修繕費を計上させていただいておりますが、その期間における水道代の高騰、またバス停の電気代の高騰による水道代・電気代の高騰、上昇に対応するものでございます。以上です。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。同じく、同じページなんですけれども今説明があった下の段になりますが、地域自治振興事業の負担金補助及び交付金37万9,000円の増額でございます。こちらは自治振興会の除雪機購入補助金について、申請のほうが想定を上回りましたので、増額をお願いをするものでございます。以上です。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい、53ページをお願いします。中段の賦課徴収管理事業、需用費56万8,000円ですが、自治体情報システムの標準化に伴う納税通知書などの印字テストによるものです。続いて55ページをお願いします。55ページ、国保特別会計繰出金148万9,000円ですが、人勤に伴う保健事業人件費、職員給与費の国保特別会計への繰出金になります。続いて後期高齢者特別会計繰出金63万円ですが、こちらも人勤に伴う人件費、職員給与費の後期高齢者特別会計への繰出金です。続いて、身体障害者福祉医療費給付事業償還金234万円ですが、前年度事業の精算に伴う償還金になります。続いて、国民年金事業運営委託料16万3,000円ですが、法改正に伴う年金システム改修経費となります。この経費は全額、国庫支出金で措置され、措置されます。57ページをお願いします。57ページ1番上の乳幼児医療費給付事業償還金54万2,000円と1番下の独り親家庭等医療費給付事業償還金2万5,000円ですが、いずれも前年度事業の精算に伴う償還金となります。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、それでは健康福祉課長のほうからの補正のお願いでございます。ページに戻っていただきまして、54ページ、55ページのほうをお願いいたします。社会福祉施設費の高齢者生活福祉センター事業について、事業費として17万1,000円の増額を計上しております。こちらにつきましては、筒賀高齢者生活福祉センターひまわり横に設置してあります温泉スタンド下のグレーチングにかかります修繕費用でございます。続きまして、老人福祉費の老人ホーム措置事業について、委託料として200万の増額を計上しております。こちらにつきましては、養護老人ホームの職員処遇改善の費用にかかります増及び、入所者の1名増に伴う措置費の増額分でございます。続いて、障害者福祉費の障害者自立支援対策事業について、償還金として21万1,000円の増額を計上しております。こちらにつきましては、前年度障害児入所給付費等県費負担金の精算に伴う返還分でございます。続きまして、ページをめくっていただき、58ページ、59ページのほうをお願いいたします。生活保護の生活保護費給付事業について、扶助費として200万円の増額を計上しております。こちらについては、生活保護費におきます被保護者2名の手術に伴う医療扶助の増額分でございます。続いて衛生費でございます。衛生費のほうの予防費で、疾病予防事業で6万9,000円、さらに母子保健事業で25万3,000円、それぞれ償還のほうの増額をしておりますが、こちらについても前年度事業の確定に伴い、伴います精算分でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、その下、58ページですが、その下の保健衛生費です。こちらの保健衛生費、合併浄化槽の設置事業でございます。こちら設置の見込みがございますので補助金のほう、27万5,000円を補正頂きたいと思っております。その下ですけど、水道事業会計の繰出金といたしまして300万円を計上してございます。2ページめくっていただきまして、62、63ページです。上段、林道、林業費、林業施設管理事業、こちらは林道の年間維持費500万円の増額をお願いするものです。続きまして下段です。土木費、こちらの土木管、土木総務管理事業、こちらの委託料ですが、こちらについては、委託料、当初の県事業でスマートインターの関係ですけど、ほかの測量設計のほう、県事業で委託を考えておりましたが、そちらのほうが直営となりましたので、そちらの組替えを計上させていただいております。続きまして次ページです。こちらは上段ですけど、道路維持管理事業、こちらは町道の維持費の補正1,430万円をお願いするものです。続けてその下段、急傾斜事業です。こちらにつきましては、県事業の増に伴います事業負担金の増額

ということで520万円を計上してございます。はい、以上で補正の説明を終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、大江でございます。道の駅整備事業について、大変金額も大きく、工事規模も大変大きいということで質問させていただきます。近々工事に入られる予定があるんだと思いますが、付近住民への説明、個別訪問などしての説明は、状況についてお聞きします。

○中本正廣議長

瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい、今御質問頂きました道の駅の関係する事業の整備事業であったり、工事に係ります付近住民さんとかですね、そういったところの情報の提供といいます質問頂きました。実際の道の駅の関係する整備事業につきましては、ジュンテンドー前の整備工事であったり、また12月から、安芸の国の解体、また、JA仮設店舗の工事というかたちの部分の着工がございます。それに先立ちまして、関係する事業者、また周辺の営業されているところの店舗等につきましては、工事を担っております。SPCのほうからですね、事前のほうに作業のついでの御説明と、また作業工程、そして地域の、地域のその安全といいますか、そういったところの安全配慮するような対応についてもですね、事業者並びに住民のほうにはですね、そういった説明をさせていただいております。こういったところで、今後大規模な本体工事等始まる中で、きちっとそういったところの情報提供はきちっと関係する事業者並びに住民のほうにはですね、説明なり情報を提供をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、現在の状況を聞きました。付近住民も高齢者が多いことですから、図面だけではなく、個別でも訪問して、建物配置がどういう状況なのかイメージしていただいて、今後トラブルのないように、仮設、仮設建物をはじめ、丁寧な説明を希望します。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。同じく私も道の駅についてですが、移転とか撤退の関連についてです。これについては特別委員会で度々説明していただいて、再度ということで恐縮ですが、本会議であり、工事に入るということで確認の意味を込めて、いたします。まず、JA広島市戸河内支店の移転先は、道の駅来夢とごうち隣の花壇で金融部分のみ。交渉については、経営全般の方針を決める本部である広島市農業協同組合JA広島と行っているということで、確認したいと思っております。それからチャレンジショップ4店舗既存建物は、継続、2店舗新規建設で引き続きそこで営業、来夢とごうちについては、新駅舎完成まで既存施設で営業継続。全ての移転が完了した後に、現駅舎は解体、駐車場になる予定。産直市は、年内は既存施設で営業。仮店舗は来年3月までに、現在の道の駅があるエリアに移転予定。工事期間中はそこで営業し、新駅舎完成時に移転ということでよろしいかということと、これらの、これらの店舗については移転補償はなしということ。それから、仮店舗設置は、道の駅整備事業費22億9,000万円の中から支出ということでのよろしいでしょうか。一つ質問ですが、移転に伴う諸経費は店舗、事業所の負担となるのかということをお聞きします。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

はい、J Aの移転について、それから来夢とごうち等々、御質問頂きました。御質問頂いたとおり、お見込みのとおりで間違いないと、間違いございません。それから、移転に伴う諸経費ですけれども、こちらのほうは、事業者の負担ということで考えております。それから、移転の補償に関しては、先ほど、御指摘のJ Aほかについては、移転補償費はございません。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

移転に伴う諸経費は事業者負担ということで、それで合意されたということでよろしいですね、はい。では次に新駅に、新駅舎に入らない2事業者についてです。セブンイレブンの移転補償金は、と、それから安芸の国酒造の移転補償金、合わせて1億898万5,425円、これは国土交通省補償金算定標準を適用したということでよろしいですか。これを今年度の一般会計、商工費から計上されているということで確認していますが、それでよろしいかということ、それから補償費ですが、どの程度まで支払っておられるのか、完了していないのなら、どういう条件が整ったら完了が、完了ということになるのか、それをお伺いします。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

今のセブンイレブン、それから安芸の国酒造、御指摘のとおりで間違いありません。移転補償につきましては、前払いを6割ということで、補助費の6割まではお支払いしますけれども、残りについては、移転登記完了後にお支払いするというので、補償契約を締結をいたしております。なお補償額についても見込みのとおり、基本、国の基準を参考に算定しております。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

完了後というのは、具体的にどういう、どういうことで完了ということになるのかが一つと、それから、ちょっと元に戻りますけど、J A広島市の戸河内店については、先ほど私も申しましたけど、交渉は本店とやるということは当然のことですが、しかし支店がここで直接営業されるということで、地域との関連は支店なんですよね、ですから方針は本店で交渉するにしても、やはりいろんな調整については支店においても十分に配慮して、引き続きやっていきたい、やっていただくべき、やっていただきたいなというふうに考えています。その2点についてお願いします。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

はい、移転完了というのは移転登記が済み次第ということで、契約上そういうルールにしております。それからJ Aとの交渉についてはですね、基本的には本部のほうで、支店分も含めて本部のほうで統括されておりますので、窓口は二本、窓口二本というよりも、我々としたら窓口一本化で、基本的な条件については本部のほうと交渉させていただいております。ただし、実際に移転に関わる、先ほど大江議員からも御質問ありましたけれども、説明でありますとか、工事が始まったときの安全面の配慮、こういったものについては、現場に対する考慮するのは非常に大切なことだと思っておりますので、そういう説明はきちんと現場のほうにさせていた

だきたいと思っております。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい、今回債務負担行為を起こすわけですが、完成まであと丸々2年ございます。その間にまた物価高騰等々ありますが、再度の変更とかいうことが、もし仮に発生するようであれば、議会の情報提供を早めをお願いをしたいというふうに思うところです。今回の変更につきましても、1年間状況分かってたと思うんですが、いざ変更の議案が上がってきたのは、今議会ということなんで、ちょっと早めに情報提供していただければ住民への情報提供もできますんで、現在変更はないと思いますがその辺の状況について教えてください。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

現時点で見込まれる変更につきましては、今回の変更契約に全て盛り込んでおりますので、今後変更、現時点で変更の見通しは持っておりません。しかし今後、物価高騰等、例えば金利の上昇等ありまして、がありまして、変更する可能性がある場合には、御指摘のとおり、議会との緊密な連携、あるいは情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、ちょっとがらっと変えまして、今回の補正予算で病院事業会計の3,200万余りの繰出金が人事院勧告に伴ってあるんですが、繰出基準とは全く別もんだらうと思いますが、その辺の考え方についてもこれ、病院を支援することは大賛成で、ぜひ残していただきたいんですが、こういった基準以外の繰り出しをどんどんしていくと、給与費全部じゃあ町が見なきゃいけないというような発想もなってきますんで、その辺の考え方について、ちょっと町長のほうからお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、病院の繰り出しについての御指摘頂きました。改めて今、病院の在り方検討委員会などもしておりますので、その中でもいわゆる繰出基準そのものについては今、庁内では検討させていただいてるところでございます。ただ今回、人件費ということで、ある意味恒常的にといますか、あるいは働く皆さん当然公務員でございますので、そこら辺についてはやはり、我々としては基本的には、足りない部分を補填すべきじゃないかという思いで今回繰り出しをさせていただいてるところでございます。ただそうは言いながらも、今御指摘のような際限ないということもございました。人件費の基本的な部分は、やはり対応していかなければいけないんだらうと思っておりますが、それ以外の部分については、改めて少し基準、繰り出し基準については、整理をしていかなければならないと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第70号、何ですか。

(木村富美副町長から「申し訳ありません。先ほどの答弁で少し訂正を1点させていただければと。」との声あり。)

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

はい、すいません。移転登記完了後と申し上げましたけれども、正しくは滅失登記でございます、建物がなくなりますので滅失登記となります。以上です。

○中本正廣議長

はい。

○中本正廣議長

これから採決を行います。議案第70号、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算第5号を起立により採決します。議案第70号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です、したがって、議案第70号については原案のとおり可決しました。

日程第14. 議案第71号

日程第15. 議案第72号

日程第16. 議案第73号

日程第17. 議案第74号

○中本正廣議長

日程第14、議案第71号、令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から日程第17、議案第74号、令和7年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算第1号までの4件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい、77ページをお願いいたします。77ページ、議案第71号、令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について説明します。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ549万1,000円を追加し、予算の総額を10億2,943万4,000円と定めるものです。補正の内容は3点の対応を行うものとなっています。一つ目は人勤に伴う人件費、職員給与費の増、二つ目は、自治体情報システム標準化に伴う、テスト印刷用事業費25万3,000円の増、三つ目は、前年度事業精算に伴う償還金400万2,000円を計上しています。なお、これに伴いまして、歳入のほうでは、一般会計からの繰入金、国保基金からの繰入金を整理しています。続いて95ページをお願いします。はい、今発信しました。95ページ、議案第72号、令和7年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について説明します。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、予算の総額を2億51万6,000円と定めるものです。補正の内容は、人勤に伴う職員給与費63万円の増を計上しています。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長

○伊賀真一健康福祉課長

はい、それでは109ページのほうをお願いいたします。議案第73号、令和7年度安芸太田町介

護保険事業特別会計補正予算第2号について御説明をいたします。今回の補正は歳入歳出のそれぞれに178万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,461万9,000円と定めるものでございます。今回の補正は、法改正に伴います介護保険システムの改修に伴う委託料と、人事院勧告に伴う職員給与費等の増によるものでございます。続きまして、129ページのほうをお願いいたします。はい、議案第74号、令和7年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算第1号について御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出のそれぞれに72万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,284万7,000円と定めるものでございます。今回の補正は人事院勧告等に伴い、職員給与費について補正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第71号、令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から、議案第74号、令和7年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算第1号までの4件を起立により採決します。議案第71号から議案第74号までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第71号から、議案第74号までについては、原案のとおり可決しました。

日程第18. 議案第75号

○中本正廣議長

日程第18、議案第75号、令和7年度安芸太田町病院事業会計補正予算第1号を議題といたします。追加説明があれば受けます。正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

106、146ページをお願いします。今送りました。議案第75条の説明を行います。令和7年度安芸太田町病院事業会計補正予算第1号は、収益的収入及び支出額をそれぞれ3,247万3,000円増額補正するものです。今回の補正は、本年の人事院勧告に基づき、職員給与の引上げと会計年度の最低賃金の対応による補正するものです。内容については以上になります。御審議どうぞよろしくをお願いします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第75号、令和7年度安芸太田町病院事業会計補正予算第1号は、を起立により採決します。議案第75号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です、したがって議案第75号については、原案どおり可決しました。

日程第19. 議案第76号

○中本正廣議長

日程第19、議案第76号、令和7年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

ページ、154ページです、153ページです、失礼しました。議案第76号、令和7年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算第3号です。こちらまず、第2条です。業務の予定量といたしまして、主な建設工事費、工事でございますけど、こちら8,400万円から増額2,200万円といたしまして、1億600万円に改めるものです。続きまして第3条収益的収入及び支出でございます。こちらまず収入の部です。事業外収益としまし、いたしまして、会計補助金500万円を補正いたしまして、簡易水道事業収益総額1億9,997万8,000円に増額補正するものです。続きまして支出です。こちら営業費用500万円でございます。こちらのほうは修繕費の補正でございます。補正をお願いいたしまして、簡易水道事業費用の総額1億9,997万8,000円をお願いしたいと思っております。続きまして第4条です。資本的収入、こちら収入の部です。こちらは、主な理由ですけど、国庫補助金の採択によります、伴います財源更正によりまして、起債額200万円の減額をいたしまして、補助金200万円増額、総額1億4,239万7,000円とするものです。次ページです。こちら第5条債務負担行為でございます。こちら、筒賀中央浄水場の幕モジュールの更新工事でございます。こちらを、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額704万円を補正するものございます。はい、建設課からは以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第76号、令和7年度安芸太田町簡易水道事業補正予算第3号を起立により採決します。議案第75号、6号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

起立総員です。したがって議案第76号については、原案のとおり可決しました。しばらく休憩といたします。

(賛成者起立)

休憩 午前11時34分

再開 午後1時00分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を続けます。休憩中、橋長から御手元に配付のとおり、追加議案が送付されておりましたので報告いたします。

追加日程第1. 議案第77号

○中本正廣議長

追加日程第1、議案第77号事業契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、追加議案のほうの提案説明をさせていただきます。議案第77号、事業契約の変更について。さきに契約した安芸太田町、道の駅来夢とごうち再整備事業について、契約金額の変更が生じるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、第12条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から説明をさせます。

○中本正廣議長

瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい、議案第77号、事業契約の変更について。次のとおり事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による、公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的、安芸太田町、道の駅来夢とごうち再整備事業、変更事項、契約金額の変更21億5,000万円を22億9,000万円に増額する。契約の相手方、広島県山県郡安芸太田町大字加計239番地1、株式会社ゲートステーションあきおおた、代表取締役、橋本稔広。このたびの事業契約の変更については、資材、人件費等の高騰によります施設配置、また、施設の規模の見直しを行うとともに遊具施設、イベント広場を中心としたにぎわいづくりを寄与する施設計画を盛り込むため、事業契約金額を1億4,000万円増額するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第77号、事業契約の変更についてを起立により採決します。議案第77号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第77号については、原案のとおり可決しました。

日程第20. 発議第3号

○中本正廣議長

日程第20、発議第3号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。発議第3号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和7年12月11日。提案者、安芸太田町議会議員大江厚子。賛成者安芸太田町議会議員末田健治、田島清、笠井清隆、安芸太田町議会議長中本正廣様。提案理由、我が国には依然として女性に対

する差別が存在し、またジェンダーギャップ指数2025においても、日本は148か国中、118位と下位にとどまっています。差別撤廃を実効的に進めるためには、女性差別撤廃条約と両輪である選択議定書の早期批准が不可欠であり、その実現を求める意見書を提出しようとするものです。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣、男女共同参画。添付に意見書の案をつけておりますので、お読みくださいませ。ではよろしく願いいたします。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから、提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。これから討論を行います、討論ありませんか。

(「討論あり」の声あり。)

討論ありと認めます。まず、原案に反対者の発言を許します。影井委員。

○影井伊久美議員

ただいま議長より発言のお許しを頂きましたので、発議第3号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書に対し反対の立場から討論を行います。まず、本議定書における個人通報制度や調査、調査制度によって勧告を受けた場合、国民の判断や考えより、国際的勧告が優先されることとなると、日本の司法制度や文化などが国際基準と齟齬を来す恐れがあると考えます。我が国には裁判制度や行政による人権救済制度が既に存在しております。人権保障は本来、我が国の法制度の中で解決されるものであり、こうした国内制度の活用や改善によって対応されることを望みます。一方で、国連委員会が出す勧告には法的拘束力がなく、最終的な判断は各国に委ねられるとあり、最終的な対応は各国政府に委ねられております。すなわち、制度上の実効性には疑問が残るものであり、いたずらに国際、国際機関との摩擦や内政干渉の口実を増やす恐れがあると危惧をいたしております。加えて、男女平等の推進は大切であることに異論はございませんが、女性のみを対象とした制度の強化は、社会全体の調和を欠きかねません。男性の性的被害や、離婚後の養育権の偏りや、育児休暇などのとりにくさなど、男性に対する差別があるのも事実でございます。男女双方の人権をバランスよく守る取組こそ重要であり、一方的に女性のみ焦点を当てることには慎重であるべきと考えます。最後に、批准を行えば、国や地方自治体に新たな対応、体制の整備が求められ、財政的、行政的な負担が増えることも予想されます。実効性が不透明な制度に限られた資源を投入することには疑問を抱かざるを得ません。このことは町民の生活や制度などにも影響を及ぼす可能性がございます。明瞭な町民説明や意見聴取を行わずして、議会が意見書の提出を行うことは拙速であると考えます。以上の理由から、本件に関しまして反対といたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。令和7年12月11日。

○中本正廣議長

次に原案に対する賛成者の発言を許します。田島議員。

○田島清議員

はい。賛成討論です。命と暮らしを守る立場から、賛成討論してまいります。政府は、女性活躍を推進する一方で、セクシュアルハラスメントやDV、性暴力、賃金格差や非正規雇用などの雇用問題、さらに、東京医科大が行った医学部医学科の入試試験で女子受験者の得点を一律に限定し、医大の受験において、女子は減点されるケースがあったとの報道もありました。女性差別撤廃のためには、残された課題を是正していく必要があります。選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、本条約の実効性確保に重要な役割を果たしており、日本が批准

し、個人通報制度が導入されることで、こうした不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。条約を批准しながら、選択議定書を批准しないのは、法律をつくるが守らないと言っているようなものであり、条約批准国として不誠実なものである、ことである。水と生物多様性の国日本は豊かな文化を発展させながらも、戦後の総括として、女性、子供、若者の自殺者が多い国となり、女性の自殺率において、G7で1位です。これは2位のアメリカ、3位のフランスのほぼ2倍に近い膨大な数である。女性の生きづらさに注力することは喫緊の課題であり、必要です。この苦しさの背景に、日本が選択議定書に批准できない理由が関係することは、自明だと感じる。男女を問わず、その人がその人らしく社会や家庭で自分の能力を生かし、充実感を持って生活できる社会の実現の一步が選択議定書の批准です。少子高齢化が進む本町の未来にも大きく関わってきます。歴代の政権は、男女共同参画や多様性の尊重などを言いながらも、本気で男女格差の是正、ジェンダー平等に取り組んでこなかった。本年は広島県政初の女性知事、国政においてはアメリカに先んじてのガラスの天井を破る初めての女性総理が誕生しました。今こそ日本のジェンダー平等、国際基準にまで引き上げるため、本議案に対する賛成討論といたします。

○中本正廣議長

次に原案に反対の発言を許します。大江昭典議員。

○大江昭典議員

8番、大江昭典でございます。発議に対する反対討論を行います。今回の発議提案に伴い、様々な見解を含む資料添付も頂きました。私は、女子差別撤廃条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、成績、経済的、社会的、文化的、市民的、その他あらゆる分野における女性に対する、全ての差別を禁止する条約であり、極めて重要な案件であると考えております。1985年6月24日に、国会にて条約締結を承認され、1987年からは、同条約第18条に係る立法上、私法上、行政上その他の処置、処置により持たされた進歩に関する報告を撤廃委員会へ9回行われる中で、逐次これらの報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項を国内法に照らし合わせ、回答、対応されてきておられるものと認知しております。現在も、条約批准に向け、内閣府、外務省、法務省をはじめとする各省庁の密な連携のもと、法治国家において、必要な法制化、あるいは国内法に抵触しない早期運用等を模索、調査、協議を重ね、改善への取組等が公表されるとともに、国民意識、情勢についての努力の要請、様子がうかがえる中で、本条約は機能していないと言いがたいと考察いたします。私は、地域に根差す一議員として、本条約の重要性から、事項内容によっては、まずは住民の意識醸成や議論からの住民意見のほうを優先されるべきであると考えております。添付資料に示しておられます地域住民の意思を問わないとする本議会の意見書提出案には断固反対を表明します。以上で終わります。

○中本正廣議長

次に原案に賛成の発言を許します。ありませんか。次に原案に反対の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これから発議第3号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを起立により採決します。発議3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、原案は否決されました。

日程第21. 発議第4号

○中本正廣議長

日程第21、発議第4号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。田島議員。

○田島清議員

発議第4号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則14条1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和7年12月11日。提案者、安芸太田町議会議員田島清。賛成者、安芸太田町議会議員末田健治、大江厚子、笠井清孝。安芸太田町議会議員中本正廣様。提案理由、核兵器を持たずつくらず持ち込ませずの3原則のうち、持ち込ませずについて、高市早苗首相は与党内で見直し議論を開始させる検討に入ったことに対し、核廃絶を訴えてきた被爆者や市民からは、怒りの戸惑いの声が上がっています。核の持込みは絶対にしてはいけなく、核と人類は決して共存できないこと、被爆国の首相として、認識してもらわなければなりません。国及び政府におかれましては、核兵器禁止条約が発効することを見込んで、核兵器保有国の橋渡しを積極的に進め、核兵器禁止条約の実効性を高めるために、主導的役割を果たされるよう強く求めるものである。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、防災防衛大臣。意見書の内容については別紙のとおりです。よろしくお願いたします。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論あり」の声あり。)

討論ありと認めます。まず原案に対する反対者の発言を許します。次に原案に賛成の発言を許します。末田議員。

○末田健治議員

5番末田でございます。私は非核三原則の堅持を求める決議に賛成の立場で討論に加わります。広島が昭和20年8月6日、長崎においては8月9日、人類で初めて核爆弾の攻撃を受けました。広島では31万人余り、長崎では18万人余り、合わせて50万1,787人の方が亡くなられたわけであり、その後も黒い雨による被害により、多くの方が今も原爆症に苦しんでおられます。このように核兵器は人類に対して、大きな被害をもたらしてきたのであります。原爆慰霊碑に安らかに眠ってください、過ちは繰り返しませんと誓ったのです。広島に住む私たちは、被爆80周年の今年、二度とこのようなことが、このような悲劇を繰り返さないために、非核三原則を堅持することをここに誓うため、決議文に賛成いたします。

○中本正廣議長

次に、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成の発言を許します。大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。私は非核三原則の堅持を求める意見書の提出について、賛同の立場から意見を表明します。高市首相は、安保関連三文書の改定に伴って、日本の基本政策である非核三原則、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずの見直しを検討していると報じられています。これに対し、直ちに広島、長崎の被爆地から怒りを覚え、怒りを覚えている。高市首相は80年前に何が起きたかを知っているのかと問いたい。非核三原則は堅持すべきだ。被爆者の私たちには到底受入れられないと核と核戦争に絶対反対の怒りの抗議が上がっています。核兵器の悲惨さを身をもって経験した方々の切実な訴えです。今年6月には、元外務官僚や元自衛官によって、非核

三原則の見直しを前提に、核ミサイル搭載のアメリカ原子力潜水艦の寄港容認や、自衛隊によるアメリカ核兵器運用、いわゆる核共有の検討が提言されました。そして今、元総理大臣までもが非核三原則の見直しに踏み込もうとしています。非核三原則は、もともと1960年代に小笠原諸島や沖縄に核兵器が配備されていた問題、そして返還をめぐる議論の中で生まれました。当時、核兵器の強い怒りが大きく広がり、その状況に危機感を抱いた佐藤栄作元首相が打ち出したものです。また、元佐藤首相自身は核武装の可能性を否定しておらず、米軍との間で核兵器持込みに関する密約を結んだり、日本の核武装の研究を進めてまいりました。つまり、非核三原則は、政府が自ら掲げたというよりも、民衆の強い反対運動によって、政府に受入れざるを得ない状況がつけられた結果、成立したものとと言えます。この国の反核の意思を最前線で訴えてきたのは、広島、長崎の被爆者です。被爆者の方々は、これ以上誰にも同じ苦しみを味わわせてはならないという一心で、語り継ぎ反核の行動を続けてきました。私たちはその思いを受け継ぐものとして、被爆の実相を伝えるだけではなく、また歴史の説明だけに終わらせるのではなく、反核の意思も受け継ぎ、行動していかなければなりません。非核三原則がなし崩しにされた後で声を上げても取り返しはつきません。核兵器の使用が現実味を帯びる国政情勢の中で、戦争に反対し、核廃絶を求めてきた私たち議員が、声を上げることこそ大きな意味があります。被爆者の方々とともに、次世代へ核のない世界を受け出すために、今こそしっかりと意思を示すべきときです。この議案に提案して、賛成し、この議案に賛成していただくよう強く求めます。

○中本正廣議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第4号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを起立により採決します。発議4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。原案のとおり否決しました。原案は否決されました。

日程第22. 閉会中の継続審査

○中本正廣議長

日程第22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員長から陳情第16号について、産業建設常任委員長から陳情第14号及び陳情第17号についてを、閉会中の継続審査としたいとの申出があります。お諮りします。総務常任委員長並びに産業建設常任委員長からの申出があった陳情第14号及び陳情第16号、陳情第17号を閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、陳情第14号及び陳情第16号、陳情第17号については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23. 閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第23、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行うとの申出があります。お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。ここで閉会に当たって、町長から発言の申出がありますのでこれを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

発言の機会を頂きましたので、令和7年第7回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重なる御審議を頂き、令和7年度補正予算並びに関係議案を可決頂き、誠にありがとうございました。賜りました御意見につきましては、予算執行並びに業務遂行に当たって、特に念頭に置いて対応してまいります。本定例会では、道の駅の再整備事業のうち、主に施設配置等について御説明をさせていただき、また、関連議案について御審議を頂きました。道の駅再整備につきましては、平成29年に地方創生人材派遣制度で民間人を招聘し、平成30年の重点道の駅の指定を受けて以来の課題であり、足かけ8年以上にわたって議論されてきた懸案事項と承知しております。本町活性化のために、とにかく前に進まなければならないという思いで取り組んでまいりましたが、私たち自身も、PFI事業についての不慣れな部分もあり、結果として、基本計画策定以降の情報提供が不十分であったことは改めて反省をしているところでございます。今後はテナントの募集に加えて、産直市の体制整備やお土産品の確保、さらにはアクティビティの充実など、道の駅のいわゆるソフト部分の準備に力を入れる必要がございます。情報提供をしっかりとさせていただきながら、約2年後となりますリニューアルオープンに向けて準備を加速してまいりますので、引き続きの議会の皆様の御指導をよろしくお願いいたします。最後になりますが、これから年末に向けて、議員の皆さんも何かと多忙な日々を迎えられることと思えます。健康には十分御留意されて、新年をおそろいで健やかにお待ちしておりますよう祈念申し上げます。御挨拶とさせていただきます。この1年間、誠にありがとうございました。以上です。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和7年第7回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後1時29分 閉会